

蕨市建築物耐震改修促進計画 (第3次)

令和3年4月

蕨市

目 次

第1	蕨市耐震改修促進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	蕨市建築物耐震改修促進計画の目的	
2	蕨市建築物耐震改修促進計画の背景	
3	蕨市建築物耐震改修促進計画の位置付け	
4	計画の期間	
5	対象建築物	
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標・・・・・・・・	5
1	蕨市において想定される地震の規模及び被害の状況	
2	建築物の耐震化の現状及び目標	
第3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・・・・・・・・	11
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	
3	密集市街地における耐震化	
4	地震時の安全対策に関する事業の概要	
5	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
6	関係団体等による協議会の活用	
7	被災建築物応急危険度判定士の体制	
第4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及・・・・・・・・	16
1	蕨市地震ハザードマップによる防災情報の周知	
2	相談窓口の設置	
3	広報等による周知	
4	リフォームに併せた耐震改修の誘導	
5	地域住民等との連携による啓発活動の方針	
6	地震保険の加入促進に資する普及啓発	
第5	市有建築物の耐震化の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1	対象建築物	
2	耐震化の方向性	

第1 蕨市耐震改修促進計画の基本的な考え方

1 蕨市建築物耐震改修促進計画の目的

蕨市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とする。

2 蕨市建築物耐震改修促進計画の背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）は、阪神・淡路大震災の地震による直接的な死者の9割が建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定された。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、東日本大震災（平成22年3月）、熊本地震（平成28年4月）、大阪北部地震（平成30年6月）等の大規模地震が続けて発生しており、同規模の地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。特に東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘されている。なかでも、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震の被害想定では、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されている。

住宅・建築物の耐震化については、特に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を一層促進することが必要との観点から、平成25年11月、耐震改修促進法は改正され、大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化された。また、平成30年12月には、耐震改修促進法第4条に基づく国の基本方針が改正され、「耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物を概ね解消する」という目標が明示された。

本市においては、平成22年3月、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき「蕨市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内建築物の耐震施策を推進してきた。

また、耐震改修促進法や基本方針の改正に併せ、「蕨市建築物耐震改修促進計画（第2次）」を平成28年3月に策定し、耐震化率の見直し、アクションプログラムの位置づけ、通学路に面するブロック塀の重点的対策など、随時見直しを行い、取り組んできたところである。

本計画は、市内建築物の耐震性の向上を図り、震災から市民の生命と財産を守るため、これまでの施策の継続性に加え、耐震改修促進法の改正主旨及び埼玉県耐震改修促進計画を踏まえ、「蕨市建築物耐震改修促進計画（第2次）」を改定し、引き続き市内建築物の耐震化に努めていくものである。

■表1 本計画策定までの主な経過

年月日	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	阪神・淡路大震災	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	新潟中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	県計画において、平成27年度の耐震化率の目標が設定される。
平成22年3月	蕨市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7
平成25年10月	国の基本方針の改正	平成32年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される。
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成26年3月	埼玉県地域防災計画改正	県計画において、減災目標が設定される。
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	県計画において、平成32年までに県内住宅の耐震化率を95%とする目標が設定される。
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%
平成28年3月	国の基本方針の改正	平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする目標を明示される。
平成28年3月	蕨市耐震改修促進計画(第2次)策定	県と同様平成32年度までの耐震化率の目標を設定
平成28年4月	熊本地震	震度7の地震が2回続けて起こる
平成29年3月	蕨市耐震改修促進計画(第2次)一部改定	アクションプログラムを規定
平成30年6月	大阪府北部地震	ブロック塀倒壊による被害
平成30年12月	国の基本方針の改正	平成37年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物を概ね解消とする目標を明示される。
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について耐震義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成31年3月	蕨市耐震改修促進計画(第2次)一部改定	通学路に面したブロック塀について重点的に対策することを規定
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定 (蕨市内は該当なし)
令和3年3月	埼玉県耐震改修促進計画策定	

3 蕨市建築物耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、国土交通大臣が定める法第4条第1項の規定に基づく基本方針、及び埼玉県建築物耐震改修促進計画を勘案するとともに、コンパクトシティ蕨将来ビジョン及び蕨市地域防災計画と整合を取って定めるものである。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗状況や施策の成果等の確認を踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を行うものとする。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であるため、本計画期間後も引き続き、耐震化を促進していくものとする。

5 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、昭和56年5月31日以前に着工した市内全ての建築物とする。そのうち、「住宅」及び表2に示す「多数の者が利用する建築物」については、目標等を設定し、耐震化に取り組むものとする。

■表2 多数の者が利用する建築物の詳細

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の 両方が下記の規模以上の ものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 蕨市において想定される地震の規模及び被害の状況

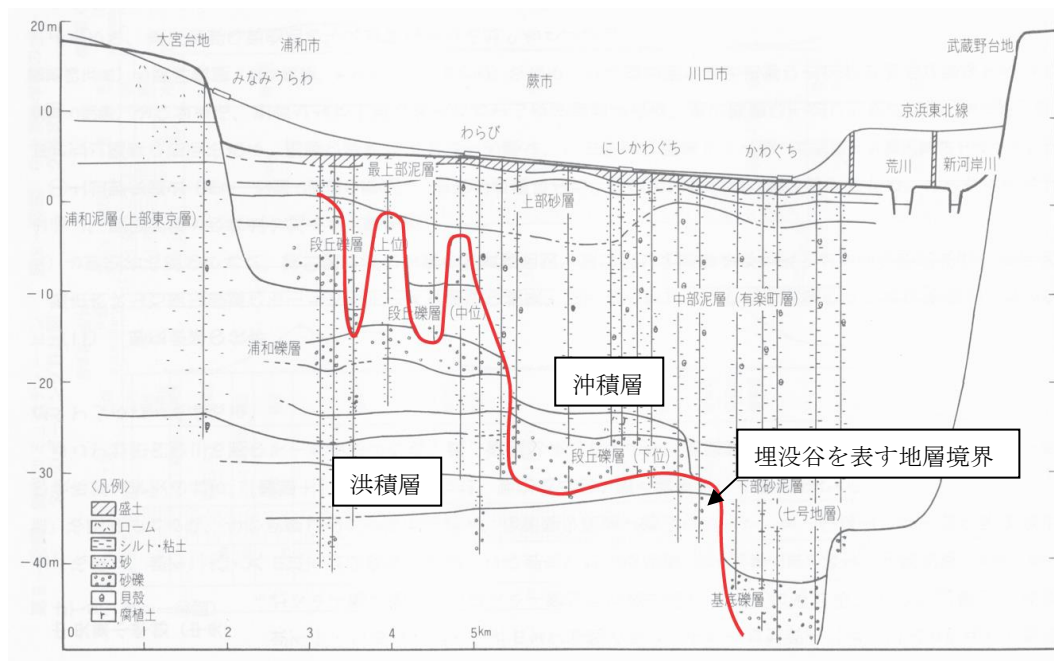
蕨市は関東平野中央部の埼玉県南部に位置し、荒川低地と呼ばれる低平な土地である。荒川低地は一般に軟らかい砂や粘土によって構成される地盤のため、地震によって揺れやすく、液状化の危険性が高い。

また、地下構造においては、かつての谷筋が土砂によって埋まり、地表では平坦にしが見えない、埋没谷と呼ばれる地形が確認されている。埋没谷が深い場合は特に揺れが大きくなる可能性がある。図1は、京浜東北線沿いの地形地質断面であり、図中の地層境界面は沖積層と洪積層の境界を示している。一般に、沖積層が厚く堆積する地盤は軟らかく、地震動の増幅や液状化の発生が懸念される。

埼玉県では、「平成24・25年埼玉県地震被害想定調査」により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、深谷断層帯・綾瀬川断層地震（関東平野北西縁断層帯地震）及び立川断層帯地震の5つのタイプの地震発生を想定し、建物被害、火災被害、人的被害、交通輸送施設被害、ライフライン被害等を想定した。

当該調査によれば、蕨市において発生する最も大きな被害は、東京湾北部地震によるものと想定されている。

■図1 地形地質断面図



出典：新修 蕨市史 通史編（一部加筆）

■表3 蕨市における各想定地震の規模、被害状況

			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯による地震
最大震度			6強	6強	6弱	6弱	5強
全壊数(棟)			490	83	42	22	0
半壊数(棟)			1383	266	197	104	6
焼失数(棟)	冬18時	8m/s	27	0	0	0	0
	夏12時	8m/s	16	1	0	0	0
死者数(人)	冬5時	8m/s	26	1	0	0	0
	冬18時	8m/s	19	1	0	0	0
負傷者数(人)	夏12時	8m/s	123	16	15	11	2
	冬5時	8m/s	219	23	22	11	1
	冬18時	8m/s	150	21	17	16	3
断水人口(人)			8443	6426	1,034	33	179
1日後避難者数(人)	冬18時		3475	589	342	179	5

出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

■図2 想定地震断層位置図



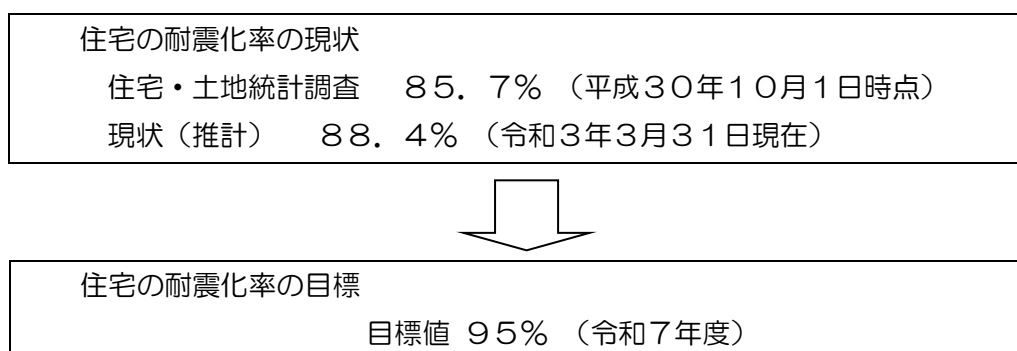
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

2 建築物の耐震化の現状及び目標

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成30年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した令和3年3月31日時点の住宅の耐震化状況は、住宅総数約3.5万戸のうち耐震性のある住宅が約3.1万戸と推定されることから、耐震化率は88.4%と推計される。

国の基本方針及び県の改定埼玉県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%と設定する。



■表4 住宅の耐震化の現状及び目標

(令和3年3月31日時点、単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率		
			d				e(=a+d)	f (=c+d)/e
	耐震性無し	耐震性あり						
	a(=b+c)	b	c	d	e(=a+d)	f (=c+d)/e		
H25.10.1 時点	7,540	6,570	970	25,090	32,630	79.8%		
H30.10.1 時点	6,298	4,958	1,340	28,472	34,770	85.7%		
R2.3.31 時点	5,925	4,474	1,451	29,487	35,412	87.3%		
R3.3.31 時点	5,677	4,125	1,525	30,163	35,840	88.4%		

※平成25年、平成30年は、住宅・土地統計調査に基づき算定。令和2年、令和3年については、推計。

※「耐震性あり」旧耐震基準の住戸のうちで、耐震診断により耐震性ありと判明した住戸、耐震改修を行った住戸

(2) 市有建築物の耐震化の現状及び目標設定

市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和3年3月31日時点で95%である。

令和7年度における耐震化率の目標を100%に設定する。

■表5 多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化の現状

（令和3年3月31日現在、単位：棟）

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a (=b+c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	12	0	12	6	18	100%
病院・診療所	1	1	0	0	1	0%
劇場・集会場等	5	0	5	0	5	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	4	1	3	4	8	88%
社会福祉施設等	3	0	3	5	8	100%
消防庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100%
その他	1	0	1	1	2	100%
計	27	2	25	17	44	95%

※「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、公会堂及び公民館など

※「賃貸住宅等」とは、市営住宅

※「社会福祉施設等」とは、保育所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

※「その他」とは、図書館、資料館

(3) 民間建築物の耐震化の現状及び目標設定

民間建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和2年3月31日時点で88%である。令和7年度における目標耐震化率は、国の基本方針を勘案し、概ね解消と設定する。

■表6 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の現状

(令和2年3月31日現在、単位：棟)

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a (=b+c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	5	0	5	3	8	100%
病院・診療所	2	2	0	0	2	0%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗等	8	5	3	18	26	81%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸住宅等	16	14	2	87	103	86%
社会福祉施設等	1	1	0	6	7	86%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	9	2	7	46	55	96%
計	41	24	17	162	203	88%

※「店舗等」とは、展示場、百貨店、マーケット、遊技場及び公衆浴場など

※「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など

※「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿など




※「社会福祉施設等」とは、保育所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

※「その他」とは、運動施設、図書館、事務所及び工場など

(4) 耐震化率の目標

本計画における建物別耐震化率の目標は、表7のとおりである。

■表7 令和7年度における耐震化率の目標

		目 標	
		前計画期間 平成28年度～ 平成32年度	計画期間 令和3年度～ 令和7年度
住宅		95% 	95%
多数の者が利用する建築物	市有建築物	95% 	100%
	民間建築物	95% 	おおむね解消

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

本市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援について、国及び県の施策と連動し、適切な役割分担、連携の下に取り組むこととする。

ア 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大いと考えられる。

このため、本市としては住宅の耐震化を積極的に進めることとするが、住宅については、所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用補助の充実が必要である。

こうした問題に効果的に対処するためには、住民に身近な市による取組みが特に重要であり、本市は県との役割分担のもと、連携して住宅の耐震化の推進に努めるものとする。

また、住宅の耐震化を計画的かつ積極的に促進するため策定されたアクションプログラムについては、一定の成果はあったものの、なお耐震化が必要な住宅も存することから、継続的に耐震化を呼びかけるものとする。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅についても、倒壊等の被害が確認されたことから、本市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存不適格建築物への地震対策の促進に努める。

イ 市有建築物

災害時、学校は避難所等として活用され、病院は負傷者に対する医療行為の中心となり、庁舎は被害情報収集や災害対策指示の拠点となるなど、多くの市有建築物が避難地や応急復旧活動の拠点として活用されることが想定される。

平時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の活用も勘案し、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有建築物の耐震性確保が求められる。

市有建築物は、あらゆる局面において重責を担うことから、耐震基準を満たしていない建築物の解消が早期に図られるよう、努めるものとする。

ウ 民間建築物

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には大きな人的被害も想定される。

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者への意識啓発や負担軽減が重要であり、県は民間建築物の耐震診断及び耐震改修が図られるよう耐震改修の必要性を啓発し、耐震化が図られるよう働きかけるなど、積極的に取り組むこととしている。

また、それ以外の建築物に対しても、耐震化の重要性について啓発等を行い、県と協力して耐震化の促進に努めるものとする。

(2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・多数の者が利用する建築物
- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 耐震化の促進に関する支援

ア 住宅への支援

- ・補助制度

住宅所有者の費用負担の軽減を図るため、国の支援制度を活用し耐震診断及び耐震改修の補助制度を実施。

- ・相談窓口の設置及び情報提供

県及び市は、住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民ニーズの把握に努める。

- ・無料簡易耐震診断の実施

市は、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅については、所有者の要望に応じて、無料簡易耐震診断を行うよう努める。

イ 多数の者が利用する建築物への支援

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利用し、地震発生時には大きな被害が発生することが予想される。

本市は限定特定行政庁であるため、所管行政庁である県と連携し、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

- ・補助制度

県は、多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための補助事業である「埼玉県建築物耐震改修等事業」を創設している。

その他、県において行われている取り組みについて、相談等があった場合は適切に案内する。

(2) 税制に関する措置の活用

耐震改修等について、次のような税制措置がとられている。

- ・住宅ローン減税

耐震工事を行い一定の耐震基準を満たす中古住宅を取得する場合及び耐震改修工事を行う場合、住宅ローン等の年末残高の1.0%を所得税額から控除（控除期間10年間、最大控除額400万円）

- ・既存住宅に係る耐震改修促進税制（一定の耐震改修工事を行った場合）

（所得税）耐震改修工事費の10%（控除限度額25万円）を所得税額から控除（固定資産税）一定期間固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2減額

3 密集市街地における耐震化

密集市街地の計画的な市街地の形成を図るため、市民の意見を取り入れた地区計画によるまちづくりの誘導や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の活用などを行い、市民主体のまちづくりを進める制度を積極的に支援することで、防災性能の向上を図る。狭隘道路の解消や老朽化した低層木造住宅等が密集する地区の耐震化の促進に努め、災害に強いまちづくりを進める。

- ・錦町地区においては、土地区画整理事業の推進に努め、道路や公園などの都市基盤整備を図るとともに、老朽家屋の建て替えが行われることにより建築物の耐震化を促進する。

- ・中央第一地区地区計画区域内においては、地区施設の整備に向けて老朽家屋の解体補助制度により耐震化を促進する。

4 地震時の安全対策に関する事業の概要

(1) 地震時の安全対策に係る取組方針

地震時の安全対策に係る次の取組みを行う。

- ・ブロック塀及び看板等の安全点検及び改修指導

ブロック塀の改修については、塀の低層化、フェンス等ブロック造以外の構造への改修、又は本市の「生け垣設置費補助制度」を活用した生け垣化を促し、安全確保に努める。

また、安全性に疑いのあるブロック塀等については、転倒、倒壊によって発生が懸念される歩行者の人的被害や消防車、救急車などの緊急車両の通行支障を防ぐため、撤去等を促す。特に通学路については、子どもたちの安全確保を図るため、重点的に危険性の排除に努める。

- ・ ガラス及び天井の落下防止のための安全対策の周知及び改修指導

(2) 緊急輸送道路沿道の安全点検

県では、埼玉県地域防災計画において緊急輸送道路を指定しており、本市では、蕨市地域防災計画において緊急輸送道路の指定を推進することとしている。

指定された緊急輸送道路の恒常的な安全利用を図るため、道路管理者と連携しながら、緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、及び自動販売機などの安全点検を行い、地震時の安全性を担保するため、必要に応じて所有者又は管理者に対し指導・助言を行う。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

震災時、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路（以下「避難路等」という。）は、多数の者の円滑な避難、救命・救急・消火活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う。

県は、市内を通る国道17号線を第一次特定緊急輸送道路に、また、主要県道 川口上尾線を一次緊急輸送道路に指定しており、特に重要な路線として重点的な対策を図っている。

沿道の建築物等が、倒壊等によって道路を閉塞することがないように、避難路等の機能確保を図るため、県と連携してこれらの建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また県は、令和元年7月に耐震診断を義務付ける路線の指定を行ったが、市内に当該路線は存在しない。

6 関係団体等による協議会の活用

本市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」に参画している。住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図ることを目的に創設された本会議での活動を通して、情報の共有や各種イベントの開催を行い、会員相互の綿密な連携のもとに建築物の耐震化の促進を図るものとする。

7 被災建築物応急危険度判定士の体制

本市では、市内在住の被災建築物応急危険度判定士を中心に、「蕨市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク」を組織している。

地震発生時には、余震等による建築物の崩壊、部材の落下等によって生じる二次被害の防止や市民の安全確保のため、速やかな応急危険度判定活動の実施が必須であるが、この「蕨市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク」がその活動の中心となるよう、継続的に体制を整える。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 蕨市地震ハザードマップによる防災情報の周知

本市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的として、蕨市地震ハザードマップ（震度分布、液状化危険度、建物の全半壊率等を記載。）を作成し、市ホームページに掲載している。

地震ハザードマップの活用を図り、引き続き市民への防災情報の周知等に努める。

2 相談窓口の設置

本市では、建築課を相談窓口として、市民の皆様からの耐震診断及び耐震改修に係る建築全般の相談に応じるとともに無料で簡易耐震診断を行っている。

引き続き、市民の方々との直接対話の機会を捉え、情報提供等により防災意識の向上を図るとともに、建築物所有者の疑問点を解消し、建築物の耐震化の重要性等を説くことで、耐震診断及び耐震改修の普及、啓発に努めるものとする。

なお、技術的な相談については（社）埼玉県建築士会、（社）埼玉県建築士事務所協会と連携をとりながら、対応することとする。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施する。

- 耐震診断及び耐震改修の補助制度の概要、税制措置等
- 自己による簡単な診断方法
- 耐震改修の工法や費用等
- ブロック塀の除去や緑化の補助制度等
- 家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- その他の地震対策情報

3 広報等による周知

本市は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について記載した広報、ホームページ等を作成し、市民への周知を図る。また、本市が実施する無料簡易耐震診断についても、市民の積極的な利用を促すため、広報やパンフレット等による案内を行う。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震工事を行うことは、別々に工事を行うよりも、費用負担、工期の面でより効果的である。そのため、これらの工事の機会を耐震改修の契機と考えるよう、リフォームと同時に耐震改修工事を実施することのメリット等について周知、啓発を行う。

5 地域住民等との連携による啓発活動の方針

町内会や自主防災組織を通じて、無料簡易耐震診断を受けるよう働きかけを行う。

また、市と地域住民が共同で行う防災演習には、無料簡易耐震診断等の相談窓口を設置する。

6 地震保険の加入促進に資する普及啓発

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震による損害を補償する地震保険を活用することが、大変効果的である。

地震保険については、令和元年度の加入率が全国平均で約33.1%であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促す必要がある。

このため、本市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

第5 市有建築物の耐震化の現状

1 対象建築物

「蕨市地域防災計画」に基づく地震災害時に重要な役割を担う施設（※）及び法第6条第1号に規定する特定建築物について、耐震診断及び耐震改修を実施し、概ね耐震化を実施してきた。多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、第2-2（2）で述べたように、令和3年3月31日現在で95%である。

※地震災害時に重要な役割を担う施設

- 中枢防災拠点施設
- 医療救護活動施設
- 避難所の建築物
- 社会福祉施設等

2 耐震化の方向性について

耐震化が図られていない市有建築物についての方向性は、以下のとおりである。

- 市立病院（耐震化の方向性を令和3年度以降検討予定）
- 特別市営住宅（解体予定）